

「エコファーマー認定制度」に代わる 新たな農業者認定制度が創設されました

新法の施行に伴い、エコファーマーの認定制度が代わりました

■エコファーマー根拠法令

持続性の高い農業生産方式
の導入に関する法律
(持続農業法) **<廃止>**



■新たな農業者認定※制度の根拠法令

環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(みどりの食料システム法) **<新法>**

※「〇〇ファーマー」といった愛称は定められていません

－新たな農業者認定制度の特徴、エコファーマーとの違い－

	エコファーマー (持続農業法)	新たな農業者認定制度 (みどりの食料システム法)
認定を受けるために 必要な取組内容 -認定される取組について、 地球温暖化防止に係る取組 等が増えます- 	・土づくりと一体的に行う、 化学肥料および化学合成農薬 低減の取組	※以下のいずれかの取組で認定可能 ・土づくりと一体的に行う、 化学肥料および化学合成農薬 低減の取組 ・温室効果ガス削減の取組 ・土壌を使用しない栽培における 化学肥料および化学合成農薬 低減の取組 ・畜産由来の窒素、リンその他の 環境負荷原因物質の量の減少の 取組 ・土壌への炭素貯留の取組 ・生分解性プラスチックの使用 またはプラスチックの排出抑制 の取組 ・生物多様性保全の取組
融資や税制の特例措置 -特例内容が拡充されます- 	・農業改良資金の償還期間の延長	・農業改良資金の償還期間の延長 ・環境にやさしい効果のある 対象設備(機械)の導入の際、 特別償却が可能※ ※令和5年度のみ対象
認定期間満了時の 継続・再認定の方法 -継続取組も認定可能です-	・既存の取組に加え、新たな技術 の導入で認定可能	・現行の取組継続による認定が可能 (新たな技術の導入が必須では なくなりました)

－エコファーマーマークの取扱いについて－



**エコファーマー認定期間終了後、
引き続きマークを使用する場合は、
新たな認定制度での認定を受ける
必要があります。**

引き続きマークを使用できるのは、
「土づくりと一体的に行う、化学肥料
および化学合成農薬低減の取組」で
認定を受ける方です。
その他の取組では、使用できません。

－申請手続き－



★申請にあたり準備していただく書類

・ 認定申請書

(住所や氏名等、申請される方の基本情報の書類)【様式第3号】

・ 計画書

(環境負荷低減活動実施計画,どんな活動をするのかの書類)【様式第1号、2号】

・ 添付書類

(土づくりと一体的に行う、化学肥料および化学合成農薬低減の取組内容で申請を行う際は、土壌診断結果が必要です)

※税制特例措置希望の方

対象機械を以下より確認いただき、計画書に型式を記入ください。



https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/midorihou_kibann.html

－よくあるお問い合わせ－

団体の申請方法は？

個人申請のほか、代表と構成員を記載いただくことで、団体としての申請・認定が可能です。

認定取組の具体例は？

具体的な例については各農業農村支援センターにご相談ください。

畜産農家も対象になりますか？

畜産農家も対象です。柿皮等を牛の飼料として、ゲップに含まれるメタンガスの発生を抑制する活動等が対象です。詳しくは、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください。

計画認定後に取組内容が変わるときの手続は？

取組内容が変わる場合は、計画変更の手続が必要です。詳しくは、お近くの農業農村支援センターまでご相談ください。

お問い合わせ先（県農業農村支援センター 農業農村振興課へ）

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
佐久	0267-63-3147	松本	0263-40-1916
上田	0268-25-7126	北アルプス	0261-23-6511
諏訪	0266-57-2913	長野	026-234-9514
上伊那	0265-76-6813	北信	0269-23-0209
南信州	0265-53-0413	長野県庁農政部 農業技術課	026-235-7222
木曽	0264-25-2220		

長野県みどりの食料システム戦略推進計画



詳しくは県ホームページを
ご確認ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nosei/sangyo/nogyo/shisaku/midorisenryaku/suishikeikaku.html>

